

長野県ふるさとの森林づくり条例の概要

(平成16年長野県条例第40号(平成16年10月14日公布・施行、一部 平成17年1月1日施行))

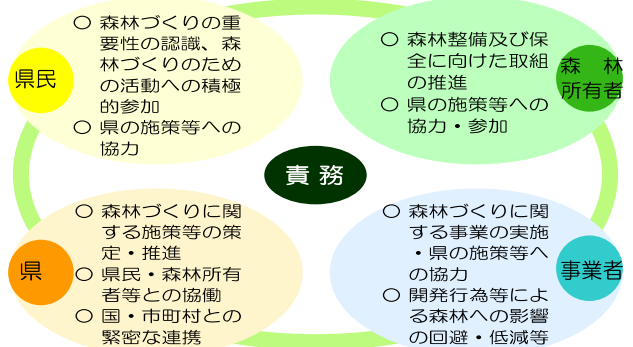
① 基本理念・基本方針・県等の責務(第1章 第1～8条)

基本理念

森林が持続可能な社会を支える基盤であり、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、その機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で、森林づくり(森林を守り、育てる)を行う。

基本方針

- ・森林の多面的な機能を発揮するための森林の整備及び保全
- ・身近な資源である県産材の有効利用
- ・森林資源及び森林空間の総合的かつ多面的な活用



② 森林づくりに関する基本的な施策等(第2章 第9～18条)



③ 森林の保全及び里山の利用等を推進する取組(第3章 第19～25条、第4章 第26～28条)

森林整備保全重点地域	地域名	指定面積	指定期日	里山整備利用地域	地域名	認定面積	認定期日
森林の多面的機能を高度に発揮させる特に重要な森林を市町村と連携して県が指定し、森林所有者等の参加による森林整備を推進 ・森林整備保全計画の策定 ・森林管理権移転等あっせん ・開発行為等の監視 など	根羽村	8,176ha	H17.10.17	集落周辺の森林(里山)の整備・利用を地域住民等が主体的に行う地域を市町村長の申し出により県が認定し、特用林産物の生産振興や環境学習等を推進 ・里山整備利用推進協議会の設置 ・森林所有者と里山利用者の協定の締結 など	松川町御奈地区	51ha	H18. 3.31
	木祖村	5,164ha	H17.10.17		伊那市ますみヶ丘平地林	65ha	H19. 3.29
	長野市鬼無里地区	8,920ha	H18. 6.22		生坂村高津屋森林公園	99ha	H20. 1.25
	南相木村	3,633ha	H19. 3.29		小谷村梅池地区	116ha	H20. 3.27
	塩尻市檜川地区	4,287ha	H21. 8. 3		茅野市永明寺山	124ha	H21.11.20

④ 罰則

森林整備保全重点地域内において開発行為を行おうとする時に必要な届出をしない場合等に30万円以下の罰金。